

議案第21号

四万十町農村地域活性化複合施設条例について

四万十町農村地域活性化複合施設条例を次のように定める。

平成28年3月9日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町農村地域活性化複合施設条例

(設置)

第1条 町における地域連帯感の醸成等を図り、農村の環境改善と次代を担う人材の育成等を効率的に推進するため、四万十町農村地域活性化複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
四万十町農村地域活性化複合施設	四万十町榑山町571番地7

(複合施設を構成する施設)

第3条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 四万十町農村環境改善センター（以下「改善センター」という。）
- (2) 四万十町人材育成等拠点施設（以下「拠点施設」という。）

(管理運営)

第4条 複合施設は、常に良好な状況において管理し、その設置目的に従い、健全かつ効率的に運営しなければならない。

(休館日)

第5条 複合施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 年始 1月1日から1月3日まで
- (2) 年末 12月29日から12月31日まで

(開館時間)

第6条 複合施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

(運営審議会)

第7条 複合施設の運営に関する事項を審議するため、運営審議会を置くことができる。

2 運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員)

第8条 複合施設に、所長、次長その他必要な職員を置く。

(改善センターの使用の許可等)

第9条 改善センターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、改善センターの使用を許可しない。

(1) 喧騒な行為をし、又は風紀を乱し、又は公安を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、設備、備付物件類等を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき。

(3) 四万十町暴力団排除条例（平成22年条例第20号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団の活動であると認められるとき。

(4) その他町長において、使用させることが不適當と認めるとき。

3 町長は、改善センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(改善センター使用許可の取消し等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、改善センターの使用を制限し、又は使用許可の条件を変更し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたことが明らかとなったとき。

(3) 許可を受けずその使用目的又は使用方法を変更したとき。

(4) 使用者が許可の条件に違反したとき。

(5) 前条第2項各号のいずれかに該当するものと認められるとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じて、町はその賠償の責めを負わない。

(改善センターの使用料)

第11条 改善センターの各施設を使用しようとする者は、別表に掲げる区分による

金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を納入しなければならない。

（改善センターの使用料の減免）

第12条 町長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（改善センターの使用料の還付）

第13条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できないときは、その全額又は一部を還付することができる。

（拠点施設の使用等）

第14条 拠点施設は、第1条の設置目的に関する業務を行う機関、団体に使用させることができるものとする。

2 前項の機関、団体は、第1条の設置目的が効率的、効果的に達成できるよう、相互の連携、協働等に努めなければならない。

3 拠点施設の使用料は、無料とする。

（複合施設を使用する者の責務）

第15条 複合施設を使用する者は、複合施設の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに町長又はその命を受けた者の指示に従わなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第16条 使用者は、複合施設の使用の許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償）

第17条 使用者は、故意又は過失により複合施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した場合は、町長の指示に従って使用者がそれを原形に復し、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、前項の場合において原状回復ができないときは、町長の認定に基づき相当の代価を弁償しなければならない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(四万十町農村環境改善センター条例の廃止)

- 2 四万十町農村環境改善センター条例（平成18年四万十町条例第109号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、廃止前の四万十町農村環境改善センター条例（以下、「廃止前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までに廃止前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお廃止前の条例の例による。